

助成金申請にあたっての留意事項

- 1 活動が広く地域福祉の向上を目的としている活動が対象です。
 - 2 他団体との共催事業や当社協の他の助成金と重複するほか、営利・政治・思想及び宗教活動を目的とした活動は対象外です。
 - 3 予算の4分の1以上は自主財源(会費や参加費等)を確保していることが必要です。
 - 4 対象経費は、維持管理費(光熱水費等)、需用費(消耗品費、印刷費、材料費等)、役務費(郵便料、保険料等)、研修費(講師謝礼、旅費等)、備品購入費等です。
 - 5 対象外の経費は、所属会員にかかる飲食費用、領収書等で支払ったことを明確にできないもの、事前準備の経費等です。
 - 6 助成活動の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日まで実施されるものです。
 - 7 助成金の交付申請は、助成金交付申請書(様式第1号)に事業計画・予算書(様式2号)を添えて、指定の期日までに大樹町社会福祉協議会へ提出してください。また、団体の場合は会則を添付して下さい。
 - 8 地域福祉活動助成金は原則として前年度の繰越金が決算支出額の1/3を超えた場合、上限額の1/2を超えて申請はできません。
 - 9 会計年度終了後、すみやかに事業報告・決算書(様式第4号)、その他必要と認めるものを提出してください。
 - 10 交付決定の内容や条件等に違反したとき、助成金を他の用途に使用したとき、活動が休止又は解散等により6ヶ月以上活動がなかったとき、虚偽その他不正の手段で助成金の交付を受けたときは、助成金の全部または一部を返還していただきます。
- ※ この助成事業は、町民の皆様から寄せられた共同募金を財源として助成を行なっています。